

「直接的支援」について

だれでも初めてのところへ一人で行くのは心細いし、初めてのことを経験するのは不安なものです。

千葉犯罪被害者支援センターでは、犯罪被害相談員が被害に遭われた方の負担の軽減や回復のために情報提供や関係機関等への付き添いを必要に応じて行います。

ご自宅

被害後、外出することが難しい方にはご自宅へ伺ってご相談いたします。

病院

病院での診察・治療・検査等に付き添います。

警察署

警察での事情聴取や被害届を提出するとき等に付き添います。

検察庁

検察庁での事情聴取や公判に係る相談に行くときに付き添います。

裁判所

刑事裁判の傍聴及び証言や意見陳述の際に、裁判所が認めた場合は被害者の傍に付き添います。

法律事務所

弁護士との相談、打ち合わせ等のときに付き添います。

行政機関

県や市町村役場における各種手続きの申請等の際に付き添いを行います。

相談・支援… 無料 秘密を守ります

月曜日～金曜日 祝日、年末年始を除く
午前10時～午後4時

相談電話番号
043-225-5450

電話相談

カウンセリング
(要予約)

面接相談
(要予約)

付き添い

※詳しくはホームページ「千葉CVS」をご覧ください。

性犯罪・性暴力被害の相談電話は
043-222-9977です。



公益社団法人 千葉犯罪被害者支援センター

〒260-0013 千葉市中央区中央3-9-16
三井生命千葉中央ビル7F
事務局 TEL 043-225-5451
FAX 043-225-5453
ホームページ <http://www.chibacvs.gr.jp>



このリーフレットは共同募金の助成により作成されています。

事件・事故に あわれた方へ

直接的支援 (付添い支援)

わたしたちは
あなたを支援しています



千葉 Crime Victim Support

千葉県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」
公益社団法人
千葉犯罪被害者支援センター
相談電話 **043-225-5450**